



鳥取県公報

平成18年 3月 7日(火)
第 7 7 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (122) (西部総合事務所福祉保健局) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (123) (") 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (124) (") 2
	結核予防法による医療機関の指定 (125) (米子保健所) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (126) (") 3
	港湾隣接地域内の公共空地の船舶等の撤去 (127) (空港港湾課) 3
	港湾区域内の船舶の撤去 (128) (") 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (12) 4
	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (13) 5
公 告	公の施設の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (教育委員会家庭・地域教育課) 5

告 示

鳥取県告示第122号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3月 7日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
有限会社さくらケアサポート	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市7-6	居宅介護	平成18年3月1日
特定非営利活動法人ぱーとなー	米子市日野町57	ヘルプサービスぱーとなー	米子市日野町57	〃	〃

鳥取県告示第123号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定し

たので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社さくらケアサポート	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市7-6	居宅介護	平成18年3月1日
特定非営利活動法人ぱーとなー	米子市日野町57	ヘルプサービスぱーとなー	米子市日野町57	〃	〃

鳥取県告示第124号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社さくらケアサポート	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市7-6	居宅介護	平成18年3月1日
特定非営利活動法人ぱーとなー	米子市日野町57	ヘルプサービスぱーとなー	米子市日野町57	〃	〃

鳥取県告示第125号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
とみます外科プライマリーケアクリニック	米子市富益町3533-2	平成18年2月27日

鳥取県告示第126号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
とみます外科クリニック	米子市富益町3533 - 2	平成18年2月27日

鳥取県告示第127号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定に違反して許可なく赤碕港の港湾隣接地域内の公共空地に放置されている船舶又はタイヤ（以下「船舶等」という。）の同法第56条の4第2項前段の規定に基づく撤去について、同項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 船舶等の所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者は、平成18年3月21日までに当該船舶等を赤碕港の港湾隣接地域内の公共空地から撤去すること。

名称又は種類	形状又は特徴	数量	船舶等が放置されている場所
船舶	材質 FRP（繊維強化プラスチック） 船長 4.6メートル 総トン数 不明 色 白	1隻	東伯郡琴浦町大字赤碕1513 - 10
タイヤ (トーヨータイヤ)	規格 5.00 - 12 色 黒	1本	〃
タイヤ (ブリヂストンタイヤ)	規格 5.00 - 10 色 黒	1本	〃

- 2 1の期限内に撤去されない場合は、港湾管理者である鳥取県知事が当該船舶等を撤去し、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

鳥取県告示第128号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に違反して鳥取港港湾区域内に放置されていた船舶の同法第56条の4第2項前段の規定に基づく撤去について、同項後段の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 次の船舶は、沈没し、又はそのおそれがあり港湾管理上支障となったため、港湾管理者である鳥取県知事が撤去し、及び保管したので、当該船舶の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者は、平成18年3月21日までに当該船舶を当該保管した場所から撤去すること。

名称又は種類	形状又は特徴	数量	船舶が放置されていた場所	保管の場所
船舶	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	鳥取市賀露町北四丁目33地先水面 (鳥取港賀露1号岸壁波除堤)	鳥取市港町13-1 (鳥取港7号北野積場)
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	"
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	鳥取市港町7 (鳥取港官公庁用地)
"	材質 FRP (繊維強化プラスチック) 船長 不明 総トン数 不明 色 白	1隻	"	"

- 2 1の期限内に撤去されない場合は、港湾管理者である鳥取県知事が当該船舶を撤去し、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

平成18年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年3月10日(金) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成18年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,874
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,945
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,692
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,621
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,076
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,041
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,022
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,364
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,990
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,128
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,043
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,582

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第3条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月7日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立生涯学習センター	財団法人鳥取県教育文化財団	主たる事務所の所在地	鳥取市立川町六丁目176	鳥取市国府町宮下1260	平成18年2月22日

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成18年度上半期（平成18年4月から同年9月まで）において鳥取県公報の購読（半年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成18年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。半年間総額 13,200円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号
住 所
申 込 者 氏 名

印

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

購読期間は、原則として「平成18年4月から同年9月まで」としてください。